

LIBRA

2024年 11 月号

〈特集〉

フリーランス新法の概要 —関係政令等を踏まえて—

〈新連載〉

弁護士が安心して働くための社会保障





リブラギャラリー

1300m の上空から 眺めるカッパドキア

トルコのカッパドキア。日の出とともに壮大な大地は生き生きと躍動を始めた。空には数百に及ぶ色とりどりのバルーンが浮かぶ圧巻の風景。地上には奇岩がそびえたつ。ローマ帝国の迫害から逃れてきた初期キリスト教徒が岩をくりぬいて創った教会には、未だ当時の人々の厚い信仰心が宿っているかのようだった。

会員 野間 自子 (38期)



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年11月号

特集

02 フリーランス新法の概要 —関係政令等を踏まえて—

- 第1 フリーランス新法制定の経緯及び定義条項
- 第2 フリーランス新法の詳細①—取引適正化
- 第3 フリーランス新法の詳細②—就業環境整備等

新連載

- 22 弁護士が安心して働くための社会保障
第1回 老後の備え(上) 柿崎弘行

連載等

- 18 常議員会報告(2024年度 第5回)
- 19 理事者室から
虎穴に入らずんば!? 福崎聖子
- 20 東京弁護士会市民会議
第57回 ①外国人の永住資格取消制度
②地方自治法改正法について～近時の法改正(案)から憲法を考える～
- 21 今こそ変えるぞ! 再審法
第3回 再審法改正に向けた国会等の情勢について 河井匡秀
- 24 パブリック事務所の実践
第5回 法律事務所とコミュニティオーガナイズング①
—何もないところから地域に外国人包摂支援体制を作るまで— 野原郭利
- 26 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第28回 太平洋戦争・臨戦態勢・敗戦(その2) 三澤英嗣
- 27 役立つ! 会務活動
vol.21 インターネット関連の法律・技術を学ぶ 柏原陽平
- 28 わたしの修習時代
修習生の自主活動が活発であった34期 34期 海部幸造
- 29 76期リレーエッセイ
出会いと学びと今後への期待 梅村征司
- 30 心に残る映画
『PLAN 75』 中村千之
- 31 コーヒーブレイク
私のマラソン挑戦歴 栗山貴行
- 32 会長声明
- 36 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

フリーランス新法の概要

—関係政令等を踏まえて—

フリーランスとして働く個人事業者に対して、不合理な報酬の減額、一方的な仕事の打ち切り、ハラスメントなどが社会問題化している中、フリーランスの安定した労働環境の実現、発注者との取引、報酬支払いについての適正化、ハラスメント対策のための体制整備等を定めたフリーランス新法「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が本年11月1日より施行されることとなりました。

本特集では、フリーランス新法の詳細について、中小企業法律支援、働き方改革に精通された執筆者の方々にご執筆いただきました。同法は、受託者であるフリーランス側、委託者となる企業等いずれの立場からも、取引実務に大きな影響を与える内容であることから、本特集は、会員の皆様が取引実務に関与する上で非常に有意義な内容となっております。

LIBRA 編集会議 富田 寛之

CONTENTS

| | |
|-------------------------|-----|
| 第1 フリーランス新法制定の経緯及び定義条項 | 2頁 |
| 第2 フリーランス新法の詳細①—取引適正化 | 5頁 |
| 第3 フリーランス新法の詳細②—就業環境整備等 | 11頁 |

第1 フリーランス新法制定の経緯及び定義条項

中小企業法律支援センター委員 古賀 聡 (67期)

中小企業法律支援センター委員 松尾 真誉 (75期)

中小企業法律支援センター研修員 沖 直将 (76期)

福井弁護士会会員・2023年度中小企業法律支援センター働き方改革プロジェクトチーム座長 井上 陽介 (69期)

1 フリーランス新法制定の経緯について

近年、働き方の多様化が進展することで、「フリーランス」という働き方が普及し、内閣官房による統一調査によれば、全国のフリーランスの試算人数は462

万人にも上るといわれている*1。一方で、内閣官房による実態調査やフリーランス・トラブル110番*2などにおいて、フリーランスが取引先との関係で、報酬不払い、支払遅延、発注書の不発行、ハラスメントなどの様々な問題・トラブルを経験していることが報

告されている。

このような現状を受け、フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化（第2を参照）、及びフリーランスの就業環境の整備（第3を参照）を実現するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス新法。以下「新法」という）が、令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布された。そして、令和6年11月1日に施行予定である*3。

2 定義条項について

新法では、2条において各用語の定義が規定されている。本項では、2条に規定されている定義について解説する。

(1) 「特定受託事業者」（新法2条1項）

「特定受託事業者」とは、業務委託（後記(3)を参照）の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）がなく、かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものをいい、組織としての実態を有しないものをいう（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方*4（以下「法律の考え方」という）3頁）。なお、新法では、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）と異なり、資本金要件が存在せず、後記の他の定義についても同様である。

ア まず、「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう（法律の考え方3頁）。

イ 本条項で最も問題となるのは、事業者が「従業員を使用」というのはどのような基準で判断されるのか、という点である。

この点について、法律の考え方は、以下のように説明している。

すなわち、「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（以下「労基法」という）9条に規定する労働者をいう）を雇用することをいう。ただし、一定の条件を満たす場合*5は、派遣先とは雇用関係にない派遣労働者を使用する場合も、「従業員を使用」に該当する。なお、事業に同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しない（法律の考え方3頁）。

ウ 上記の「特定受託事業者」の要件は、委託者の発注時点*6及び新法に違反し得る行為が行われた時点の両方の時点で満たしている必要がある。すなわち、発注時に「特定受託事業者」に該当しない場合は、仮に、発注後に「特定受託事業者」の要件を満たす状態になったとしても、新法の適用はない（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対する意見の概要及びそれに対する考え方*7（以下「パブコメ」という）No.1-2-12・11頁）。また、発注時に「特定受託事業者」に該当していたものの、新法に違反し得る

*1：令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」参照

*2：厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しているフリーランス向け相談窓口のこと

*3：新法において「フリーランス」の語が用いられなかった理由について、第211回国会衆議院内閣委員会第10号三浦政府参考人の回答によれば、「フリーランスは一般に特定の組織に属さず個人で業務を行う方のことをいうが、今回の法案において保護対象となるフリーランスは、フリーランス全体ではなく、このうち事業者から業務委託を受けるフリーランスであることを明確にするために、フリーランスの名称を特定受託事業者とする整理をした。」とのことである。

*4：<https://www.mhlw.go.jp/content/001259281.pdf>

*5：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律2条4号に規定する派遣先として、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合をいう。

*6：新法施行前より契約が継続している場合は、新法施行後に契約を更新した時点となる（パブコメNo.4-14・211頁参照）。また、左記の場合以外も、契約が更新される場合（自動更新を含む）は、改めて業務委託があったと考え、その更新時点で要件該当性を改めて判断する（パブコメNo.1-2-15・12頁）。

*7：https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/02_fl_opinionandthinking.pdf

行為のあった時点において特定受託事業者の要件を満たさない状態となっていた場合にも、新法の適用はないと考えられる*8。

この要件の判断時期については、「特定業務委託事業者」（後記(6)参照）においても同様である（パブコメ No.1-2-12・11頁参照）。

(2) 「特定受託業務従事者」（新法2条2項）

新法上、「特定受託業務従事者」とは、「特定受託事業者である前項第一号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第二号に掲げる法人の代表者をいう」と規定されている。この点については、文言通り、上記(1)において解説した「特定受託事業者」における、個人（新法2条1項1号の場合）と法人の代表者（同2号の場合）を指す。

(3) 「業務委託」（新法2条3項）

「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者①物品の製造（加工を含む）、②情報成果物の作成、又は③役務の提供を委託する行為をいう（法律の考え方3頁）。

まず、「その事業のため」に委託するとは、当該事業者が行う事業の用に供するために委託することをいう（法律の考え方3頁）。

そして、「業務委託」は、①物品の製造・加工委託（新法2条3項1号）、②情報成果物の作成委託（同号）、③役務の提供委託（同項2号）の3つの委託業務に分類できる。

これらの委託の具体的な内容については、法律の考え方3頁～5頁及びパブコメ No.1-2-35～1-2-41（20頁以下）を参考にされたい。もっとも、その具体的内容については、下請法における定義と重なる部分が多いため、下請法の定義が参考になる。ただし、役務の提供委託について、下請法上の「役務提供委

託」は、委託事業者が他者に提供する役務を委託することをいい*9、委託事業者が自ら用いる役務を委託することを含まないが、新法上の役務の提供委託は、委託事業者が他者に提供する役務に限らず、委託事業者が自ら用いる役務を提供することを含むことに注意が必要である（新法2条3項2号かつ書き、法律の考え方5頁）。また、下請法では建設業における下請取引は「役務提供委託」に該当しないとされているが、新法上の役務の提供委託には建設工事は含まれるという違いもある。

(4) 「情報成果物」（新法2条4項各号）

新法は、「情報成果物」を目的とした取引であることが必要である。「情報成果物」の具体例としては、プログラム、映画、放送番組等が定められており（詳細は法律の考え方4頁及び5頁を参照）、下請法と同様である。

(5) 「業務委託事業者」（新法2条5項）

「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務を委託する、相手方となる事業者をいう。

受託者が受注する業務について、複数の事業者が介在することにより、いずれの事業者が委託者か判然としない場合（仲介やあっせんを自称する事業者が介在するような場合）は、実質的に特定受託事業者に業務委託をしているといえるかにより判断する*10。

(6) 「特定業務委託事業者」（新法2条6項）

「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であり、かつ、①個人であって、従業員を使用するもの、②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものをいう。なお、「従業員の使用」は、2(1)イと同様に考えてよい。個別的判断においては、行政機関も特定業務委託事

*8：パブコメには、発注時に特定受託事業者であったが、新法に違反し得る行為が行われた時点で特定受託事業者でなくなったケースへの言及はないが、「特定業務委託事業者」該当性（パブコメ No.1-2-12・11頁参照）と同様に、同ケースでも「特定受託事業者」に該当しないと考えられる。

*9：なお、株式会社と取締役、会計参与、監査役、会計監査人や、いわゆる委任型の執行役員との間の契約関係は、当該株式会社の内部関係に過ぎず、これらの者は「他の事業者」に該当しない以上、新法上の「業務委託」には該当しない（パブコメ No.1-2-29・16頁）。

*10：具体的な判断方法としては、委託の内容（物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等）への関与の状況のほか、必要に応じて反対給付たる金銭債権の内容及び性格、債務不履行時の責任主体等を、契約及び取引実態から総合的に考慮するとされている（法律の考え方5頁、パブコメ No.1-2-44・25頁以下）。

業者に当たり得る（パプコメ No.1-2-45・27頁）。

(7) 報酬（新法2条7項）

「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付又は役務の提供に対し支払うべき代金をいう。報酬には、消費税・地方消費税も含まれる。

報酬の支払は、できる限り現金（銀行口座等への振込みを含む）によることが求められる。報酬を現金以外の方法で支払うことは禁止されていないが、特定受託事業者が容易に現金化できる等、特定受託事業者の利益が害されない方法^{*11}でなければならない。

3 独占禁止法及び下請法との適用関係等について

(1) 新法と独占禁止法との関係

新法と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）のいずれにも違反する行為については、原則として新法を優先して適用し、新法8条に基づく勧告の対象となった行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法が定める排除措置命令や課徴金納付命令を適用することはない（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方^{*12}（以下「適用関係等の考え方」という）2項）。

(2) 新法と下請法との関係

新法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として新法を優先して適用し、新法8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法に基づく勧告をすることはない。ただし、新法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみにも違反する行為も行っている場合において、公正取引委員会の判断で、新法と下請法のいずれにも違反する行為についても下請法に基づき勧告することがある（適用関係等の考え方3項）。

第2 フリーランス新法の詳細 ①—取引適正化

中小企業法律支援センター働き方改革プロジェクトチーム座長 藤原 慎一郎（70期）
 中小企業法律支援センター働き方改革プロジェクトチーム副座長 深野 葉月（73期）
 中小企業法律支援センター委員 大村 直仁（75期）
 中小企業法律支援センター委員 田中 詠斗（75期）

1 特定受託事業者の給付の内容 その他の事項の明示等（新法3条）

(1) 概要

業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、業務委託をした場合、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法（メール等）により明示しなければならない（新法3条）。

(2) 明示義務主体と明示相手

明示義務の主体は、業務委託事業者である。新法が規定する他の義務と異なり、明示義務は、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという観点から、特定受託事業者に発注する全ての発注事業者、つまり、発注事業者の従業員の有無又は複数名の役員の存否を問わず、また、フリーランス対フリーランスの場合も適用対象のため、注意が必要

*11：「利益が害されない方法」については、今後の事例の蓄積を待つとしており、現段階では明らかでない（パプコメ No.1-2-47・27頁以下）。

*12：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/dai1/siryu9.pdf

である（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）Q&A *13（以下「Q&A」という）問2-2）。

明示相手は、特定受託事業者である。

(3) 適用場面

業務委託事業者と特定受託事業者との間で、業務委託をすることについて合意した場合に適用される。

なお、業務委託事業者と特定受託事業者の間で、一定期間にわたって同種の業務委託を複数行う場合において、個々の業務委託に一定期間共通して適用される事項（以下「共通事項」という）をあらかじめ取り決めることがあるが、この場合において「業務委託をした場合」とは、当該共通事項を取り決めた場合ではなく、後に個々の業務委託をすることについて合意した場合をいう（法律の考え方7頁）。

(4) 時期

業務委託をした場合は、直ちに適用される。「直ちに」とは、すぐにといい意味で、一切の遅れを許さないことをいう（法律の考え方7頁）。ただし、明示事項のうち、内容を定められないことにつき「正当な理由」があるもの（以下「未定事項」という）については、内容が定まった後直ちに明示すれば足りる。

「正当な理由」とは、取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合をいう。

具体的には、放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「報酬の額」が定まっていない場合などが挙げられる（Q&A問3）。

(5) 明示事項

明示事項は、特定受託事業者の給付の内容、報酬

の額、支払期日、その他公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（以下「公取施行規則」という）1条1項各号で定める事項であり、以下の事項が挙げられている。

- 各事業者の名称その他の事業者を識別できる情報
- 委託日
- 給付の内容、受領日、受領場所
- 検査完了日（検査をする場合）
- 報酬額、支払期日
- 手形、一括決済方式、電子記録債権、デジタル払いに関する事項（該当する場合）

報酬額については、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示で足りる（公取施行規則1条3項）。

未定事項がある場合、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならず（公取施行規則1条4項）、内容を定めた後は、当初の明示との関連性を確認できるようにして当該定めた内容を明示しなければならない（公取施行規則4条）。

共通事項があらかじめ明示された基本契約等がある場合、その旨を明らかにすることで足りる（公取施行規則3条）。

(6) 明示方法

明示は、①書面、又は、②メール等の電磁的方法で行う。下請法と異なり、発注事業者はいずれかの方法を選択できる（下請法では、原則書面交付による方法とされ、下請事業者の承諾を得た場合は電磁的方法が可能とされている）。

もっとも、電磁的方法により明示した事項について、特定受託事業者から、書面の交付を求められたときは、発注事業者は、遅滞なく、これを交付しな

* 13 : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/dai1/siryou10.pdf

なければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として、公取施行規則5条2項で定める次の場合は、この限りでない。

- ① 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- ② 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合
 - ・インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであること
 - ・当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれていること
- ③ 既に法3条1項又は2項の規定に基づく書面の交付をしている場合

2 報酬の支払期日等（新法4条）

(1) 概要

新法4条はフリーランスと発注事業者との間の交渉力等の格差により、発注事業者が報酬の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、フリーランスの利益を保護する必要があることから設けられた規定である（Q&A問4）。本条は、支払期日の規定（1項ないし4項）の他、支払義務（5項）や前払金（6項）についても規定がある。

(2) 新法4条各項の規定について

ア 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合（1項・2項）

新法4条1項及び2項は支払期日（特定受託事業者の給付に係る報酬の支払日）に関する原則として位置づけられる規定である。この規定により、下請法の適用がない取引についても下請法2条の2と同様の規制が及ぶことになる。

アの場合、特定業務委託事業者が特定受託事業者からの給付の内容について検査をするかどうかを問わず、次の期間内に、支払期日を定める必要がある（1項）。

- ① 給付を受領した日から起算して60日（給付を受領した日を算入）の期間内において、かつ、できる限り短い期間内

①の規定に反し、支払期日を定めないときや、給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、次のとおり、支払期日が法定される（2項）。

- ② 支払期日を定めなかったときは、給付を受領した日
- ③ 給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、給付を受領した日から起算して60日を経過する日（経過した日の前日）

なお、「給付を受領した日」は、下請法と同様に業務委託の内容によって異なる。詳しくは法律の考え方19頁以下を参照されたい。

イ 他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（3項・4項）

新法4条3項は1項の例外として再委託の場合の支払期日を定めた規定であり、4項は2項と同様の擬制規定となっている（ただし、2項とは期日の起算日等は異なる）。3項については、元委託支払期日を起算点とするという点に特徴があり、下請法に対応する規定はない。

イの場合、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に一定の事項*14を明示したときは、次の期間内に、支払期日を定めることができる（3項）。

*14：①再委託である旨、②元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付与された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの及び③元委託業務の対価の支払期日（公取施行規則6条）

- ① 元委託支払期日から起算して30日（元委託支払期日を算入）の期間内において、かつ、できる限り短い期間内

①の規定に反し、支払期日を定めないとときや、元委託支払期日から起算して30日を超えて支払期日を定めたときは、次のとおり、支払期日が法定される（4項）。

- ② 支払期日を定めなかったときは、元委託支払期日
③ 元委託支払期日から起算して30日を超えて支払期日を定めたときは、元委託支払期日から起算して30日を経過する日（経過した日の前日）

3項の趣旨は、イの場合に、一律に1項を適用することで特定業務委託事業者の資金繰り悪化や特定受託事業者への発注控えが生ずることを防止し、同項の場合に比べて支払期日の延期を可能とすることにある。そのため、「元委託支払期日から起算して30日の期間」が、ア①の期間より前に経過するとしても、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する報酬の支払期日はア①の期間内において定めれば足りるとされている（法律の考え方22頁）。

また、元委託者が、特定業務委託事業者に対し元委託支払期日として定めていた期日より早く元委託業務の対価を支払った場合であっても、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する再委託に係る報酬の支払期日が前倒しとなるものではない（法律の考え方22頁）。

なお、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に一定の事項を明示しないときは、ア③のとおり、給付を受領した日から起算して60日を経過する日が報酬の支払期日とみなされる。

ウ 支払義務（5項）

新法4条5項は、1項若しくは3項により定められた期日又は2項若しくは4項の支払期日までに、特定業務委託事業者が報酬を支払う義務を定めた規定である。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由に

より支払ができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して60日以内（3項の再委託の場合は30日以内）に報酬を支払う義務がある（5項ただし書）。

この「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とは、例えば、特定受託事業者が誤った口座番号を特定業務委託事業者に伝えていたため、特定業務委託事業者が支払期日までに報酬について払込みを実施していたにもかかわらず、口座番号の誤りのために支払期日までに特定受託事業者が実際には報酬を受け取ることができなかった場合などが該当する（法律の考え方23頁）。

エ 再委託時の前払金（6項）

新法4条6項は、3項（再委託）の場合に、特定業務委託事業者が、元委託者から前払金の支払いを受けたとき、特定受託事業者に対し資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切に配慮する義務を定めた規定である。下請法に対応する規定はないが、建設業法24条の3第3項（建設工事の請負契約における下請代金の支払に関する規定）に類似の規定がある。

6項にいう「前払金」とは、業務委託の対価の支払期日より前に支払われる金銭のうち、業務委託の相手方事業者（再委託先を含む）が、当該業務の遂行に要し、又は要した費用の全部又は一部として支払われるもので、名目は問わない（法律の考え方23頁）。

どのような配慮が適切と言えるかは個別具体的な事情によるが、例えば、業務委託に係る業務の着手に当たって、特定業務委託事業者自身は費用を要せず、特定受託事業者のみが費用を要する場合には、通常、特定業務委託事業者が元委託者から受けた前払金を必要とする合理的な理由はないことから、特定受託事業者に元委託者から支払を受けた前払金の全部を支払うことが望ましいといえよう（法律の考え方24頁）。

また、特定業務委託事業者は、業務委託に係る業務の着手に当たって自身も相当の費用を負担する場合であっても、特定受託事業者が要する費用の額等を踏まえ、特定受託事業者に過度な負担を課すこととならないように特定受託事業者との間で十分に協議

して前払金の支払額を定めるといった配慮が必要になる（法律の考え方25頁）。

ないため、受領拒否（新法5条1項1号）及び返品（同項3号）の適用がない。

3 特定業務委託事業者の遵守事項（新法5条）

(1) 概要

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し、1か月以上の期間行う業務委託をした場合、後記(3)記載の行為をしてはならない（新法5条、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という）1条）。なお、役務提供の業務委託に関しては、原則として受領という概念が

(2) 1か月以上の期間の算定・始期と終期の概要

本条は、取引関係が長くなるほど経済的な依存関係が生じやすくなり、受注者が不利益な行為を受けやすくなるという実態がある一方で、発注者に過度な負担が生じないようにするという観点から、1か月以上の期間行う業務委託をした場合という期間要件を設けた。この期間要件は、下請法にはない新法の特徴的な要件である。期間の算定等の概要は以下のとおりであるが、詳細は法律の考え方を参照されたい（法律の考え方25頁以下）。

【1か月以上の期間行う業務委託】

| | 新法5条の対象となる例（法律の考え方26頁以下） |
|-----------------------------|---|
| 単一の業務委託 又は 基本契約による場合 | ①単一の業務委託が1か月以上の期間（予定も含む）である場合 ②基本契約（※業務委託の給付の概要の記載が必要）が1か月以上の期間である場合 ③業務委託契約又は基本契約において契約終了日を定めなかった場合（この場合、いずれも1か月以上の期間とされる） |
| 契約の更新により 継続して行う場合 （※） | ①業務委託を通算して1か月以上継続して行うことになる場合 ②基本契約が1か月以上継続する場合、それ以降の基本契約に基づき締結される業務委託は適用対象 |

（※）前後の契約が、①契約当事者が同一であり、その給付又は役務提供の内容が一定程度の同一性*15を有し、かつ、②前の業務委託契約又は基本契約の終了日翌日から、次の業務委託契約又は基本契約の締結日の前日までの期間の日数が1か月未満であるものをいう（法律の考え方27頁）。

【1か月以上の始期及び終期（初日算入）】

| | 始期 | 終期 |
|----------------------|----------------------------|---|
| 単一の業務委託 | 契約締結日 （3条通知「業務委託をした日」） | ①3条通知の給付受領日・役務提供日（期間の場合、最終日） ②両方で別途当該業務委託契約の終了日を定めた場合は同日 のいずれか遅い日 |
| 基本契約による場合 | 基本契約の締結日 | 基本契約が終了する日 |
| 契約の更新により 継続して行う場合 | 「最初の」業務委託又は基本契約の始期 （上記） | 「最後の」業務委託又は基本契約の終期 （上記） |

*15：給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有するかは、機能、効用、態様等を考慮要素として判断する。その際は、原則として日本標準産業分類の小分類（3桁分類）を参照し、前後の業務委託に係る給付等の内容が同一の分類に属するか否かで判断する。それが適当ではないと考えられる事情がある場合には、上記の考慮要素から、個別に判断する。適当ではないと考えられる事情とは、例えば、当事者間のこれまでの契約や当該特定業務委託事業者における同種の業務委託に係る契約の状況等に鑑み、通常、前後の業務委託は一体のものとしてなされている状況がある場合などである（法律の考え方27頁）。

(3) 各禁止行為

本条では、次の①乃至⑦の禁止行為を定めている。たとえ特定受託事業者の了解を得ていても、また特定業務委託事業者に違法性の意識がなくとも、禁止行為を行った場合は本条違反となる（法律の考え方28頁）。

- ① 受領拒否の禁止（新法5条1項1号）
- ② 報酬の減額の禁止（新法5条1項2号）
- ③ 返品 of 禁止（新法5条1項3号）
- ④ 買ったたきの禁止（新法5条1項4号）
- ⑤ 購入・利用強制の禁止（新法5条1項5号）
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（新法5条2項1号）
- ⑦ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（新法5条2項2号）

基本的には、下請法4条（親事業者の遵守事項）と同様の規定となっている。

新法では、下請法と異なり、支払遅延に関して、禁止行為（本条）ではなく、新法4条において期日通りの支払義務という形で明記した。また報復措置に関しても、禁止行為（本条）ではなく、公取委等への申し出等を定める6条において禁止している。他方で、新法では、原材料費等の負担（下請法4条2項1号）や割引困難な手形の交付（下請法4条2項2号）といった禁止行為は規定されていない。

各禁止行為に関する詳細・具体例等については紙面の関係上紹介が難しいため、法律の考え方28頁以下を参照されたい。法律の考え方の内容は、大部分が下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令

和6年5月改正）や下請取引適正化推進講習会テキストと同様のものとなっている。

4 第二章（特定受託事業者に係る取引適正化）の規定に違反した場合**(1) 違反の事実の申出等**

特定受託事業者は、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、違反の事実を申し出て適切な措置を取るべきことを求めることができる（新法6条1項）。

この申出があった場合、公正取引委員会又は中小企業庁長官は、必要な調査（報告徴収・立入検査（新法11条）等）を行い、事実確認ができた場合には適切な措置を講じる（同条2項）。

なお、業務委託事業者による、当該申出を理由とした特定受託事業者への不利益取扱いが禁止されている（同条3項）。

(2) 新法3条・4条5項・5条・6条3項に違反したと認める場合の措置

指導・助言（新法22条）→勧告（新法8条各項）→命令（新法9条1項）・公表（同条2項）→命令違反の罰則（新法24条1号）というように段階を追う規定となっている。罰則は、50万円以下の罰金とされている。

下請法も同様に、違反がある場合、勧告・公表→独占禁止法に基づく措置命令・課徴金納付命令というように段階を追う措置が取られるが、取引条件の明示義務については、新法と異なり、罰則までに段階を追う規定はない。罰則の内容は50万円以下の罰金（下請法10条1号）であり、新法と同様の金額である。

第3 フリーランス新法の詳細 ②—就業環境整備等

中小企業法律支援センター副本部長 濱田 和成 (54期)

中小企業法律支援センター委員 小峯 健介 (57期)

中小企業法律支援センター働き方改革プロジェクトチーム副座長 間嶋 修平 (71期)

中小企業法律支援センター委員 高橋 恵美 (73期)

中小企業法律支援センター委員 金田 大助 (75期)

1 募集情報の的確表示義務 (新法12条)

特定業務委託事業者は、広告等*16により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（以下「募集情報」という）を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず（新法12条1項）、正確かつ最新の内容に保たなければならない（同条2項）。

(1) 「業務委託に係る特定受託事業者の募集」について

「業務委託に係る特定受託事業者の募集」とは、特定受託事業者に業務委託をしようとする者が自ら又は他の事業者に委託して、特定受託事業者になろうとする者に対して広告等により広く勧誘することをいう。結果として、募集に応じた者が特定受託事業者ではなかった場合であったとしても、募集情報の提供時点において特定受託事業者に業務委託をすることが想定されていた場合は、本条の「募集」に該当する（特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針*17（以下「指針」という）第2の1(2)・2頁以下）。

(2) 的確表示の対象となる募集情報の具体的な内容について

募集情報の具体的な内容としては、①業務の内容、

②業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除（更新拒絶も含む）に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項が挙げられ（施行令2条）、指針においてそれぞれの具体例が挙げられている（指針第2の1(4)・4頁以下）。

また、特定業務委託事業者が募集情報を提供するに当たっては、当事者間の募集情報に関する認識の齟齬をなくすために、指針第2の1(4)に掲げている事項を可能な限り含めて提供するとともに、募集に応じた者に対しても当該事項（当該事項を変更する場合には変更内容）を明示することが望ましい（指針第2の5・9頁）。

(3) 募集情報に係る「虚偽の表示」について

新法は、募集情報を提供するに当たって虚偽の表示をすることを禁止している。

ただし、当事者間の合意に基づき、募集情報とは異なる契約条件としたとしても、虚偽表示には該当しない（指針第2の2(2)・6頁）。

(4) 募集情報に係る「誤解を生じさせる表示」について

新法は、募集情報を提供するに当たって、誤解を生じさせる表示をすることを禁止している。誤解を招くか否かは、一般的・客観的に判断される（指針第2の3(1)・7頁）。

例えば、関係会社を有する場合、当該関係会社と

*16：①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面の交付、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能があるSNSを含む）、⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）。指針第2の1(3)・3頁以下。

*17：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/dai1/siryou7.pdf

混同されることがないように、業務委託を行う予定の者を明確にするなど、誤解を生じさせないように、表示方法や内容に留意する必要がある（指針第2の3(2)・7頁）。

(5) 募集情報に係る「正確かつ最新」の表示について

新法は、募集情報を正確かつ最新の内容に保つことを義務付けている。

そのため、募集が終了した場合や募集情報の内容を変更した場合、速やかに当該募集情報の提供の終了又は変更をする必要がある。また、募集情報を提供した時点を明確にする必要がある（指針第2の4・8頁）。

(6) 第三者に募集情報の提供を委託した場合の注意点

第三者に募集情報の提供を委託した場合で、虚偽表示や誤解を生じさせる表示、内容の変更があったときは、当該受託者に修正を依頼する必要がある。

なお、当該受託者が、繰り返しの修正依頼に対し、修正を行わなかった場合、当該特定業務委託事業者は、新法12条に違反したことはない（指針第2の2(3)・6頁、指針第2の3(3)・7頁以下、指針第2の4・8頁以下）。

2 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮義務（新法13条）

(1) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮の概要

労働者の妊娠・出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という）については、使用者は、労働者の申出を受けた場合、法定の各基準に従い、休業や短時間勤務等の措置を取ることが、労基法、雇用の

分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という）又は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等で義務付けられている。

フリーランスの場合も育児介護等に対する就業環境の整備の必要性があることから、新法では、特定業務委託事業者は、継続的業務委託（6か月以上の期間行う業務委託又は当該業務委託に係る契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託、施行令3条、指針第3の1(3)・10頁以下）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて*18、当該特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮を講じることを義務付けた（新法13条1項）。他方で、継続的業務委託以外の業務委託の場合には、必要な配慮をすることを努力義務とした（同条2項）。

なお、継続的業務委託の期間の算定については本特集第2の3(2)を参照されたい（以下同様）。

(2) 特定業務委託事業者がすべき育児介護等に対する配慮の具体的内容

必要な配慮の具体的な内容としては、①配慮の申出の内容等の把握、②配慮の内容又は取り得る選択肢の検討、③配慮の内容の伝達及び実施、④配慮の不実施の場合の伝達・理由の説明が求められる（指針第3の2(1)・13頁以下）。

また、これらの配慮が円滑に行われるようにするために、①配慮の申出が可能であることや、申出の窓口・担当者、配慮の申出手続等を周知すること、②育児介護等に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いきにくい状況がある場合にはそれを解消するための取組を行うこと等の育児介護等への理解促進に努めることが望ましい（指針第3の2(1)・13頁以下）。

*18：当該配慮義務は、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、対応を講じることを求めるものであり、取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではない点に留意が必要である（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局他『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）【令和6年11月1日施行】説明資料】（令和6年7月3日更新）14頁）。

その上で、個別事情に応じて、個別に対応を検討することが必要である。指針において配慮を実施する場合の具体例が示されているため、参考にされたい（指針第3の2(2)・16頁以下）。

(3) 特定業務委託事業者による望ましくない取扱い

他方で、特定業務委託事業者による、①申出を阻害する行為や、②申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由とする契約の解除その他の不利益な取扱いは、望ましくない取扱いであるとされている。②については、指針に該当例と非該当例が示されているため、参考にされたい（指針第3の3・18頁以下）。

特定業務委託事業者が望ましくない取扱いをしたこと自体が新法違反になることはないが、新法施行後に当該取扱いがあった場合には、特定業務委託事業者に調査が行われた上で、助言が行われることがあり得る（パブコメ No.3-2-33・145頁以下）。

なお、①妊娠又は出産等に関し特定受託事業者からの申出を阻害することは、新法14条のハラスメントに該当する場合があります（パブコメ No.3-2-32・145頁）、②報酬の不払い・減額といった不利益な取扱いは、新法4条（報酬の支払期日等）又は5条（特定業務委託事業者の遵守事項）に違反する場合があります（指針第3の3・18頁以下）。

3 ハラスメント防止措置を講じる義務（新法14条）

(1) 特定業務委託事業者が講ずべきハラスメント防止措置の概要（新法14条1項）

ア 労働者の場合、職場における①セクシュアルハラスメント、②妊娠・出産等に関するハラスメント、③パワーハラスメントについて、男女雇用機会均等法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の労働関係法令や各防止指針において事業主が雇用管理上講じるべき措置等が定められている。フリーランスの場合もこれらのハラスメントは許されるべきでないことから、新法は、特定業務委託事業者に

対し、上記ハラスメントについて、フリーランスからの相談対応に必要な体制整備等を義務付けた。

イ 具体的には、新法14条1項は、特定業務委託事業者は、当該業務委託に係る特定受託業務従事者に対して当該「業務委託に関して行われる」、①性的な言動（セクシュアルハラスメント、同条1項1号）、②妊娠・出産・それらに起因する症状による業務不能・能率低下、妊娠・出産への配慮の申出若しくは配慮を受けたことに関する言動（妊娠・出産等に関するハラスメント、同2号、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（以下「厚労省施行規則」という）2条）、③取引上の優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント、同3号）により、特定受託業務従事者の就業環境を害することなどの状況に至ることのないよう、その特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないとする。

ウ 「業務委託に関して行われる」（新法14条1項）とは、特定受託業務従事者が当該業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われるものをいうとされ、通常業務の遂行場所以外の場所であっても、当該特定受託業務従事者が業務を遂行している場所であればこれに該当する（指針第4の1(4)・23頁）。例えば、取引先の事務所、取引先と打合せをするための飲食店、顧客の自宅等であっても、当該特定受託業務従事者の業務遂行場所又は場面と認められる場合、これに該当する（パブコメ No.3-3-6・148頁以下）。

(2) 業務委託における3つのハラスメントの内容

ア 業務委託におけるセクシュアルハラスメントの内容

業務委託におけるセクシュアルハラスメントは、性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によって業務委託の条件について不利益を受けるもの（対価型セクシュアルハラスメント）と性的な言動によっ

て特定受託業務従事者の就業環境が害されるもの（環境型セクシュアルハラスメント）の2類型がある。同性に向けられたものであってもセクシュアルハラスメントに該当し、性的言動を行う主体は、特定業務委託事業者やその従業員に限られるものではなく、業務委託に係る契約を遂行するにあたり関係性が発生する者、例えば、特定業務委託事業者の取引先なども主体となり得る（指針第4の2(1)及び(2)・24頁以下）。指針において、類型ごとに典型例が示されているため、参考にされたい（指針第4の2(3)及び(4)・25頁以下）。

イ 業務委託における妊娠・出産等に関するハラスメントの内容

業務委託における妊娠・出産等に関するハラスメントは、妊娠したこと、出産したこと、それらに起因する症状による業務委託に係る業務不能又は業務効率の低下に関する言動により就業環境が害されるもの（状態への嫌がらせ型）、妊娠・出産に関して新法13条規定の配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことに関する言動により就業環境が害されるもの（配慮申出等への嫌がらせ型）の2類型がある。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的に見て、業務上の必要性に基づく言動によるものについてはこのハラスメントには該当しない（指針第4の3(1)・27頁）。指針において、類型ごとに典型例が示されているため、参考にされたい（指針第4の3(2)及び(3)・27頁以下）。

ウ 業務委託におけるパワーハラスメントの内容

業務委託におけるパワーハラスメントは、業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③特定受託業務従事者の就業環境を害するもので、①から③の全てを満たすものをいう。「就業環境を害する」の判断にあたっては、平均的な特定受託業務従事者の感じ方を基準とする（指針第4の4(4)・34頁）。代表的な言動について、指針は、事業主が職場における

優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針と同様に、6つの類型を挙げ、該当例と非該当例をそれぞれ具体的に挙げているため、参考にされたい（指針第4の4(5)・34頁以下）。

(3) 具体的なハラスメント防止措置の内容

ア 特定業務委託事業者が「講ずべき措置」（指針第4の5・41頁以下）

| | |
|-----------------|--|
| ①方針等の明確化及び周知・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> i ハラスメントの内容及び禁止方針の明確化と社内周知・啓発 ii ハラスメント行為者に対して厳正に対処する旨の方針及び対処の内容の規定と社内周知・啓発 |
| ②相談（苦情を含む） | <ul style="list-style-type: none"> i 相談窓口の設置と特定受託業務従事者への周知 ii 相談窓口担当者による相談への適切な対応体制整備 |
| ③事後の迅速かつ適切な対応 | <ul style="list-style-type: none"> i 事案の事実関係の迅速かつ正確な把握 ii 事実が確認できた場合の被害者への配慮措置や行為者への措置 iii 再発防止措置 |
| ④併せて講ずべき措置 | <ul style="list-style-type: none"> i 相談者・行為者のプライバシー保護措置 ii 不利益な取扱い禁止を定め、特定受託業務従事者への周知・啓発 |

以上の措置は、特定業務委託事業者の多くが、事業主として労働関係法令に基づいて既に講じているハラスメント防止措置と同様の内容であるため、当該措置の対象を特定受託業務従事者にも拡張し、既存の社内体制やツールを活用することで対応可能であると思われる。

イ 特定業務委託事業者が行うことが「望ましい取組」

業務委託に係る契約交渉中の者に対する言動及び、他の事業者等からの特定受託業務従事者へのパワーハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントは、新法14条1項の措置義務の対象とならない（パプコメNo.3-3-59・175頁、パプコメNo.3-3-63・

176頁)。しかし、契約交渉中の者は特定業務委託事業者との間で交渉力等の格差が生じやすく、取引上弱い立場に置かれる蓋然性が高いこと、特定受託業務従事者が業務委託に係る契約を遂行するに当たって特定業務委託事業者等以外の者と関係性が生じ得ることに鑑み（パプコメNo.3-3-59・175頁）、特定業務委託事業者が行うことが「望ましい取組」として、①業務委託に係る契約交渉中の者に対する言動に関する取組及び②元委託事業者を含む他の事業者等からの特定受託業務従事者へのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組が定められている（指針第4の6及び7・53頁以下）。具体的な内容は指針を参照されたい。

(4) 不利益取扱いの禁止（新法14条2項）

新法14条2項は、特定業務委託事業者が、特定受託業務従事者が同条1項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者（その者が新法2条1項2号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをすることを禁止している。

4 契約解除・不更新の場合の 30日前予告義務等（新法16条）

(1) 契約解除・不更新の場合の30日前予告（新法16条1項本文）

労働者を解雇する場合、使用者は、原則として、30日前の予告（解雇予告）か解雇予告手当の支払が必要である（労基法20条）。これに対して、フリーランスとの契約を終了させる場合には、契約条項で特段の手当てをしていなければ、委託者側は、請負契約であれ、準委任契約であれ、別途損害賠償請求を受ける余地はあり得るものの、いつでも契約を解除することが可能である（民法641条、651条）。しかし、これでは、フリーランスが不安定な立場に置かれるとの批判があった。

そこで、新法16条1項本文は、特定業務委託事業者が、期間6か月以上の継続的業務委託契約（新法13条1項、施行令3条）について、契約解除をする場合や期間満了後に更新をしない場合、特定受託事業者に対し、原則として、少なくとも30日前までの事前予告を義務付けた。予告の方法は、書面の交付、ファクシミリの送信、電子メール等の送信である（厚労省施行規則3条1項）。

新法により、少なくとも期間6か月以上の継続的な特定受託事業者については、予告なく契約を打ち切られるという不利益は回避できる。もっとも、期間6か月未満の特定受託事業者については、引き続き保護の対象外である。また、新法は、労基法のように解雇予告手当の規定を設けていない。加えて、新法は、解除・不更新の場合の予告を義務付けるにとどまり、労働者の場合のように解除・不更新に正当な理由を要求する旨の規定（労契法17条、19条）や、解雇権濫用法理類似の規定（労契法16条）は設けていない。労働者の場合と比較すると、フリーランスの保護は限定的である。

(2) 予告が不要な場合（新法16条1項ただし書）

例外として、災害その他やむを得ない事由により予告が困難な場合（厚労省施行規則4条1号）、元請事業者からの再委託業務の場合で、元委託事業者と元請事業者との契約が解除されて再委託業務の大部分が不要となった場合など直ちに再委託業務の契約を解除することが必要と認められる場合（同2号）、基本契約に基づいて業務委託を行う場合や契約更新により継続して業務委託契約を行う場合で、契約期間30日以下の業務委託契約を解除する場合（同3号）、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約を解除することが必要と認められる場合（同4号）、基本契約を締結している場合で、特定受託事業者の事情により、相当な期間（概ね6か月以上。法律の考え方47頁）、基本契約に基づく業務委託をしていない場合（同5号）については、予告が不要とされている（新法16条1項ただし書）。

(3) 契約解除・不更新の理由の開示(新法16条2項本文)

労働契約の場合、使用者は、解雇予告日から退職日の間に労働者から解雇理由についての証明書の請求を受けた場合、遅滞なく交付する必要がある(労基法22条2項)。これに対して、フリーランスとの契約終了についてはこのような定めはなかった。

そこで、新法16条2項本文は、同条1項の予告がされた日から契約満了日までの間に特定受託事業者から契約解除・契約不更新の理由の開示を求められた場合、特定業務委託事業者に、原則として、遅滞なく理由の開示を義務づけた。開示の方法は、書面の交付、ファクシミリの送信、電子メール等の送信である(厚労省施行規則5条1項)。

(4) 開示が不要な場合(新法16条2項ただし書)

例外として、第三者の利益を害するおそれがある場合(厚労省施行規則6条1号)、他の法令に違反することとなる場合(同2号。例えば、法律上の守秘義務に違反する場合。法律の考え方48頁)については、開示が不要とされている(新法16条2項ただし書)。

5 第三章(就業環境整備等)の規定に違反した場合の対応

(1) 違反の事実の申出等

第二章の規定に違反した場合と同様、特定受託事業者は、厚生労働大臣に対し、違反の事実を申し出て適当な措置を取るべきことを求めることができる(新法17条1項)。

この申出があった場合、厚生労働大臣は、必要な調査(報告徴収^{*19}・立入検査(新法20条)等)を行い、事実確認ができた場合には適当な措置を講じる(同条2項)。

なお、業務委託事業者による、当該申出を理由とした特定受託事業者への不利益取扱いは禁止されている(同条3項が6条3項を準用)。

(2) 新法12条・14条・16条・17条3項準用の6条3項に違反したと認める場合の措置

第二章の規定に違反した場合と同様、指導・助言(新法22条)→勧告(新法18条)^{*20}→命令(新法19条1項)^{*21}・公表(同条2項)^{*22}→命令違反の罰則(新法24条1号)というように段階を追う規定となっている。罰則は、50万円以下の罰金とされている^{*23}。

参考資料

上記既に引用する資料以外に、下記資料も適宜参照されたい。

- 2023年度東京弁護士会夏期合研分科会『『フリーランス保護新法』の概要と実務上の留意点〜フリーランスからはどう見えているのか?〜』資料(東京弁護士会会員サイト内)
https://www.toben.or.jp/members/iinkai/chusho/news/2023_2.html
- フリーランス新法の法文
<https://www.mhlw.go.jp/content/001101537.pdf>
- 厚生労働省特設ページ(法文その他の資料)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

*19: 新法14条(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置)に係る場合は、報告徴収のみ可能(新法20条2項)。

*20: 新法13条(妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮)違反は勧告の対象外(新法18条)。

*21: 新法14条に係るものは命令の対象外(新法19条1項)。

*22: 前注記載のとおり、新法14条に係るものは命令の対象外であるが、正当な理由なく勧告に従わない場合には、その旨を公表することができる(新法19条3項)。

*23: 新法14条に係る報告徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料とされている(新法26条)。

虎穴に入らずんば!?

副会長 福崎 聖子 (54期)

主な担当業務: 法律相談センター、リーガルアクセスセンター、消費者、公設事務所、市民会議、性平等、男女共同参画、民事司法改革、民訴、広報、法教育、健保組合、東弁協、国民年金等



1 「虎に翼」と「べんとらー」に始まった本年度

何と言っても本年度は、記念すべき女性初の渕上玲子日弁連会長が誕生した年である。また奇しくも4月からは女性法曹のあけぼの、三淵嘉子さんをモデルとしたNHK朝の連続テレビ小説「虎に翼」が放送を開始、更に当会では昨年度末に公式キャラクター「べんとらー」が誕生と何かと世間の注目がトラに～否、法曹界に集まる年度の幕開けとなった。

2 学びとやりがいの日々

そんな中、私は有難いことに「大変でしょう」と沢山の皆様方から労いの言葉を頂くが、実は今、本当に楽しい日々を過ごさせていただいている。勿論、驚くような事件や「はて？」と困惑する事態に直面することもあるが、それをも含めて毎日が楽しく、他の役員もそうに違いない、常に役員室には笑い声が絶えない。

およそ自身の弁護士業務のみでは知り得なかった人達に巡り合い、また改めて弁護士会を取り巻く様々な事象に触れ、大袈裟なようだが世の森羅万象に目を開かれる思いである。また、ご信頼する会長、筆頭をはじめとする個性的な役員のお仲間や職員の皆様と正に一期一会の有り難いご縁を頂き「チーム上田」として真剣に議論し取り組む時間や施策を形にする作業は、私が今まで歩んできた道の道とも全く異なる新鮮な驚きや刺激そして多くの学びに満ちている。

結果、一人では到底実現できない事業がチームの不思議な「化学反応」の過程を経て結実していく様を見るにつけ、私は日々驚きと共に深い喜びと感謝を感じており、ここで得た学びや経験は今後、弁護士として人としての力となり、必ず活きると感じている。

3 今、大切に感じていること

さて、ここで、今、私が本年度執行部の美徳と感じている点と、会務に関する新たな気づきについてご紹介したいと思う。

① 時間管理と傾聴

私たち「チーム上田」では、週に二回の理事者会で、議論が定刻を超え延々と行われることは、ほぼ皆無である。昨今、会議を時間内に終了させることは、若手会員等の会務参加を容易にし、会内ダイバーシティ促進のためにも非常に重要である。本年度理事者は皆個性的で一家言あるメンバーばかりだが、どんなに議論が白熱しても、このルールは暗黙の内に守られる。また理事者会には、理事者と調査室と広報室の嘱託各1名、事務局が出席するが、輪番の司会者は必ず適時適任者が発言できるよう配慮し、誰かが延々自説を展開したり他者を遮って発言することはなく、まず「聞く」。これは私が本執行部で美徳と感じている点であり、結果、会議の時間内終了は勿論、和やかで充実した議論が行われている。この点は会務や仕事のあらゆる場面で基本であるが、今般改めて教えられている。

② 会務の継続性と弁護士自治を保つために

就任して初めて認識したが、歴代役員の方々は、実にさり気なく様々な場面で役員退任後も継続して会務に関わり、正に「チーム東弁」として支え協力して下さっている。会務に精通する方々が、役員退任後も大きな愛情で、職員と共に一丸となって現役員や会務を支えて下さるからこそ、会務の継続的運営は可能となり弁護士自治も堅持されていると気づき、深謝している。

残された僅か数か月、相変わらず微力の身だが、虎穴虎子の精神で、楽しみつつ「チーム上田」の一員として最善を尽くしたい。

議題

- ① 外国人の永住資格取消制度
② 地方自治法改正法について
～近時の法改正(案)から憲法を考える～

市民会議出席委員一覧 (7名)

※敬称略、肩書は2024年8月7日現在

今井 桂子 (中央大学理工学部情報工学科教授)
大島 博 (東京商工会議所副会頭)
清水 秀行 (日本労働組合総連合会事務局長)
高松 和子 (関西電力株式会社取締役)
中島 京子 (小説家)
山本 一江 (消費生活専門相談員)
渡辺 勉 (朝日新聞社編集担当補佐)

1 概要

2024年度第1回目の市民会議が、2024年8月7日(水) 17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され、「①外国人の永住資格取消制度 ②地方自治法改正法について～近時の法改正(案)から憲法を考える～」というテーマで意見交換を行った。

2 ① 外国人の永住資格取消制度

永住資格取消制度の概要及び問題点等の説明後、委員の方々にご意見を伺った。

当該制度は日本で安定的に暮らしている永住者の生活を不安定にするものであり明らかな差別、法の下の平等が脅かされるのは非常に問題だと感じるとのご意見、外国人の問題は、アジア全般の問題として認識してもらうことが重要で、外交利用も必要ではないかとのご意見、中小企業の人手不足はかつてなく深刻で、外国人をより広く、多く、長く受け入れる環境が日本経済にとって必要であり、適切な制度設計をしてほしい、といったご意見があった。

また、新聞もテレビも見ない人が増えており、スマホのニュースは自分の興味があるものしか出てこない、大半の人が情報に触れる機会がなく、問題を認識すらしていない状況への危惧やそもそも対象となる当事者に情報が届いているのかという疑問や不安も聞かれた。

3 ② 地方自治法改正法について

地方自治法改正法の概要及び問題点等の説明後、委員の方々にご意見を伺った。

国から地方自治体への直接指示の意識が入り込んできている実感があり、地方自治体の一組織としての役割がなくなってしまうことを危惧しているとの体験談や、事実上の憲法改正に近い改正にもかかわらず、アナウンス無き方向転換が行われており、憲法の骨抜き化が続くことへの懸念、知事の地方自治に対する

自負心が弱くなっていることへの危機感が聞かれた。また、上を見て仕事をする状況を進めると自由にモノが言えなくなり、ダイバーシティを減らしてしまう、地方を育てないと一極集中が進み、日本全体が弱体化してしまうとのご意見があった。

4 問題意識を広く届けるための工夫

2つのテーマに共通して、国民に十分な情報が行きわたらず、十分な議論がされないまま、いつの間にか重要な改正が通ってしまっていることを危惧する声が多く聞かれたことから、問題意識を広く届けるための工夫についても、ご意見を伺った。

今の若者はSNSとりわけ動画がニュースの情報源であることから、SNS利用の重要性についてはご意見が多く、プロの利用や多数のPVを有する方にとりあげてもらうこと、当会の公式キャラクター「べんとらー」を活用することなどのご提案をいただいた。

会長声明については、文章が長く難しいので、例えば過去に他会で使われたコピー「おかしいだろ、これ。」のように、まずは興味をもってもらうために短く、またインパクトのある表現が必要とのご意見がある一方で、ただ短くすればいいというわけではなく、必要な情報はしっかり書いてあることも重要であり、そこにアプローチできる道筋の確保が一番大切ではないか、あまりキャッチーな文言は誤解を与えてしまう場合もある、とのご意見もあった。記者会見もあわせて行う、若い人の意見も共同で発信する、などの工夫についてもご提案いただいた。会長声明を読んでも、大半の人は自分とは関係がないと思ってしまうので、読んでいる人に「自分事」としてとらえてもらう視点が一番必要であるとのご意見もあり、大変有意義な意見交換の機会となった。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>

今こそ変えるぞ！ 再審法

第3回 再審法改正に向けた国会等の情勢について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

再審法（刑訴法第4編「再審」）の改正に向けて、国会では、2024年3月11日、超党派の国会議員により、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）が設立された。設立時の会員は134名、最高顧問は麻生太郎氏、会長は柴山昌彦氏であり、役員には各党から党首クラスの国会議員が参加している。

同年5月16日の議連総会では、台湾の尤美女氏（弁護士、台湾弁護士連合会理事長、元立法委員）が出席されて講演をされた。台湾では、2015年、2019年の2回にわたって再審法が改正されており、DNA型鑑定請求権、一件記録の閲覧、再審請求審の公開、証拠調べ請求権等が明文化されている。このような再審法改正により、2013年に再審開始決定は12件であったものが、2022年には再審開始決定が33件に増加しているとのことである。改正法による各種手続規定等の整備により無辜の救済が一層進んだことの現れと思われる。

2024年6月13日の議連総会では、袴田ひで子氏（袴田事件の袴田巖氏の姉）、桜井恵子氏（布川事件で2011年5月24日に再審無罪となり、2023年8月23日に逝去された桜井昌司氏の妻）が出席され、深刻なえん罪被害を述べられ、再審法改正の必要性を訴えられた。

これらを受けて議連は、2024年6月17日、法務大臣に対して再審法改正の要望書を提出した。この時点で議連の会員は311名であった。

日弁連は、国会議員に対して再審法改正への賛同メッセージを要請しており、同年9月12日時点で、250名の国会議員から賛同メッセージをいただいている。同日時点で、議連の会員は347名になったとのことである。また、日弁連は、地方議会に再審法改正を求める意見書の採択、地方自治体の首長に再

審法改正への賛同を要請しており、同年9月12日時点で、348の地方議会が再審法改正の意見書を採択し、90の地方自治体の首長から賛同回答をいただいている。

他方、法務省の再審法改正に対する抵抗も激しさを増してきている。袴田事件の再審公判結審後に、法務省の官僚が同事件の再審公判の論告要旨を国会議員に配布して、「袴田巖氏は有罪であるから再審法改正は必要ない」との「ロビー活動」を行っていた等の情報も仄聞されるところである。このような法務省の活動は、「基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護」という法務省の任務からして（法務省設置法3条1項）、あるまじきものといわなければならない。

袴田事件は、2024年9月26日に静岡地裁で再審無罪判決が言い渡された。我が国において5件目の死刑再審無罪判決である（検察官の上訴権放棄により同年10月9日確定）。

上記無罪判決は、①非人道的な取調べによって獲得された自白調書、②最も中心的な証拠であった5点の衣類、③5点の衣類のズボンの共布について、いずれも「捜査機関によってねつ造された」と認定した画期的なものである。

これまでも我が国では、免田事件（1983年）、財田川事件（1984年）、松山事件（1984年）、島田事件（1989年）という4件の死刑再審無罪事件があったが、再審法改正に結び付けることができなかった。今回の袴田事件の再審無罪判決に当たっては、日弁連及び各単位弁護士会は、えん罪被害者救済のための再審法改正に結び付けるべく努力しなければならない。

日弁連は、袴田事件の再審無罪判決を大きな力として、近く国会に再審法改正法案を上程すべく、議連等とも協議を続けているところである。

第1回 老後の備え (上)

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63期)



当会の会員の大半は個人事業主であり*1、社会保障は会社員や公務員ほど充実していないとされる。弁護士向けの年金や保険には比較的有利な制度もあるが、特に若手弁護士においては日々の業務に追われるあまり、十分に制度を活用できていない場合もあると思われる。そこで全4回の連載企画として、弁護士の社会保障について解説することとした。まずは初回及び次回の計2回に分け、老後の備えに関する各種制度を紹介する*2。

1 必要な老後資金とは

以前、金融庁の報告書において、95歳まで生きるには夫婦で2000万円の資金が必要になるとの試算が示され*3、物議を醸したことがあった。この試算は、高齢夫婦無職世帯の収支が平均で月5万円の赤字であり、単純計算すれば65歳から95歳までの30年間で2000万円の金融資産を取り崩す必要があるというものであった。また、その背景には、平均寿命が伸びている反面、退職金や年金が減少しているとの事情が指摘される。

個人事業主である弁護士としては、65歳が定年というわけではないし、もとより退職金を期待できる立場にもない。しかしながら、平均寿命と健康寿命の差

は10年前後あり*4、生涯現役というのは現実には難しい上、老後の生活費は最低でも夫婦で月23.2万円、ゆとりある老後生活費は月37.9万円と指摘される*5。単純計算すれば10年分で2784万円から4548万円の資金が必要であり、2000万円というのも大げさな数字ではないだろう。

2 国民年金及び厚生年金

国民年金は老後の備えのみならず、障害や死亡も給付対象とする公的年金であり、国民年金法に基づき日本国内に住む20歳以上60歳未満の全員が加入する。これに対して厚生年金は、基礎年金である国民年金に上乗せされる年金であり、厚生年金法に基づき、企業内弁護士はもちろん、所属する事務所が弁護士法人である場合も、経営者である社員弁護士を含め全員が強制加入となる*6。

個人経営の事務所については、2022年10月から、勤務弁護士と従業員を併せて5人以上の場合、厚生年金の強制適用事業所と扱われることになった*7。この法改正により厚生年金への加入は大幅に増加したはずだが、それでも多くの弁護士は依然として厚生年金への加入義務がなく、国民年金のみ加入しているものと推察される*8。

*1：自由と正義 2021年 臨時増刊号「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」28頁、30頁及び98頁。東京では弁護士の83.8%が一般的な法律事務所でも活動している。法人経営の事務所は全体の9.0%、税務申告について「確定申告していない」又は「事業所得のない確定申告」と回答した者の割合はそれぞれ12.3%、5.7%なので、現在も当会の会員の大多数は個人事業主の立場にあるものと推察される。

*2：本稿は、土井隆弁護士（第二東京弁護士会）「老後・病気に対する備えー弁護士の年金と保険」（二弁フロンティア2013年7月号19頁）を参考に執筆した。なお、特定の制度への加入等を推奨する部分は執筆者の個人的見解であり、当会の公式見解ではない。

*3：金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（2018年6月3日公表）10頁及び16頁。

*4：内閣府「令和6年版高齢社会白書」29頁。

*5：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」109頁及び115頁。総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）令和4年」17頁にも高齢夫婦の消費支出は月23万6696円との記載がある。

*6：日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会「Q&A 弁護士法人制度」第3版7頁。

*7：2020年5月29日成立「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改革関連法）。

*8：前掲・自由と正義32頁及び43頁。東京では所属弁護士1人の事務所が17.4%、2人の事務所が14.1%であり、弁護士1人あたりの事務職員数は平均0.99人であるから、厚生年金の強制適用とならない事務所は多数存在する。

老齢年金の受給額は、国民年金のみであれば夫婦合算しても最大で月13万6000円であり*9、前述の最低生活費と比較して月10万円の不足となる。これに対して厚生年金の場合は、平均的な収入を前提とすれば最大で月23万0483円であり*10、最低生活費を概ね満たすこととなる。

ただ、厚生年金には上限があり、高所得者の場合でも受給額は月27万8506円である*11。ゆとりある老後生活費としては追加で月10万円が必要であり、「厚生年金に入れば安心」とは決して言えないのである。

3 日本弁護士国民年金基金

前述のとおり、厚生年金の加入者と非加入者との間に大きな差があるため、その差を解消するための公的年金として創設されたのが「国民年金基金」である。国民年金法の定める「職能型国民年金基金」は現在、弁護士、司法書士及び歯科医師の3つの職種のみ存在し、その他は「全国国民年金基金」に統合されている。いずれも掛金や給付内容は同じである。

そのような制度趣旨のため、厚生年金の加入者は国民年金基金に加入できない。前述の法改正により厚生年金の強制適用が拡大したものの、2024年5月末時点で弁護士全体の25.64%、当会の会員の24.44

%が「日本弁護士国民年金基金」に加入しており、厚生年金非加入者の受け皿として極めて重要な位置を占めている。

4 小括

今回は、強制加入となる国民年金及び厚生年金でどの程度の老後生活費が保障されるのか、そして国民年金基金がどのような位置づけの制度なのかを説明した。

特に、厚生年金への加入の有無で何がどう変わるのかは、多くの会員にとって重要な関心事であると思われる。若手弁護士がキャリアをスタートするにあたり、厚生年金への加入をどの程度重視すべきか、あるいは国民年金基金をどのように活用すべきか、悩ましい問題となるだろう。また、事務所を経営する弁護士であれば、厚生年金の適用事業所となるか否かは人材戦略の一環として重要であるし、自身のライフプランとしても国民年金基金の活用はもちろん、事務所の法人化による厚生年金への加入を視野に入れておくべきである。

今回は、厚生年金と比較した場合の国民年金基金のメリット等について具体例を挙げて説明した上で、互助年金、iDeCo、小規模企業共済、その他の個人年金など各種制度を紹介する。

*9：日本年金機構「令和6年4月分からの年金額等について」。国民年金（老齢基礎年金）は月6万8000円で、原則65歳から受給できる。受給資格期間は最低10年以上必要であり、20歳から60歳まで40年間納付済みの場合等は満額を受給できる。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2024/202404/0401.html>

*10：同上。平均的な収入を月43.9万円とし、加入期間等を40年間として満額受給の場合の老齢厚生年金と夫婦2人分の国民年金（老齢基礎年金）の合計金額。

*11：日本年金機構「令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和6年度版）」及び「老齢厚生年金の受給要件・支給開始時期・年金額」。標準報酬月額を最高額の65万円、標準賞与額を0円とし、加入期間等を40年間として満額受給の場合の老齢厚生年金（報酬比例部分）と夫婦2人分の老齢基礎年金の合計。なお、前掲・自由と正義106頁によれば弁護士の給与収入（確定申告した者、0円と回答した者を除く）は平均で年775.5万円である。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/20200825.files/R06ryogaku.pdf>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuru/roureinenkin/jukyuru-yoken/20140421-01.html>

第5回 法律事務所とコミュニティオーガナイズング①

— 何もないところから地域に外国人包摂支援体制を作るまで —

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人東京パブリック法律事務所 野原 郭利 (65期)

1 外国人事件の無力感・孤独感

現在、私は東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）の外国人・国際部門（FISS）に所属し、外国籍の方の事件を多く担っている。しかし、外国籍の方の事件を担当していて、時に無力感や孤独感を感じることもある。

入管での在留資格の手続に関する理解が不十分な外国籍の方が、誤った手続を行ったり、手続自体をしなかったりした結果、在留資格を失ってしまうケースがある。在留資格を失ってから行政訴訟を担当しても、厳しい結果となり、無力感を感じることも少なくない。もっと早く、在留資格のことで悩んだときに相談してもらえればという気持ちが残る。

あるいは、安定した在留資格を有していない方の事件を担当したとき、依頼者が、仕事ができない、お金がない、家も出なければならぬかもしれないといった状況に置かれることがある。依頼者が様々な生活上の困難に見舞われたとき、法律上の手段しか持っていないことの無力感がある。そして、本人を支える人や公的な機関が存在せず、その困難を自分だけが抱える孤独感を感じることもある。

ミャンマー国籍のTさんは、技能実習生として来日し、実習期間を終えたものの、ミャンマーの情勢不安に伴い帰国が困難になった。この頃、Tさんは子どもを妊娠したが、父親に当たる人物は所在がわからなくなってしまい、1人で子を抱えなければならなくなってしまった。行政が状況を問題視したため、子どもを乳児院に保護されてしまい、出産のために働けない期間に国民健康保険税も滞納してしまった。本来は、出生した子どもは1か月以内に在留資格を取得するための手続を取らなければならないが、Tさんはそのことも知らなかった。

自分や子の在留資格が危うくなることを知らないまま、期間が経過していたとすれば、Tさんもまた在留資格を失ってから、子のことを相談にきたかもしれない。そして私も、相談を受けたとき、先述のような無

力感・孤独感を感じたかもしれない。

しかし、Tさんは、私たちが運営・活動している団体TOSHIMA Multicultural Support（通称「としまる」）が実施しているフードパントリー（食料配布）を訪れた。

2 としまるの活動

法的な課題に気づかなかつたり、生活上の課題に担当する弁護士だけで悩むような状況が解消されるためには、生活上や法律上の様々な困難を抱えた外国籍の方にできるだけ早くつながることができて、生活支援と法的支援の双方が実現するような包摂支援体制が必要となる。こうした問題意識から、私たちは他機関と協働し、としまるを設立した。

としまるは、2021年6月に発足した、東パブ、国際NGOであるシャンティ国際ボランティア会、豊島区民社会福祉協議会（以下「社協」という）の3者を実施機関とする助成金のプロジェクトである。豊島区在住の外国籍の困窮世帯の方を中心に、フードパントリーを行い、困りごとの聴き取りを行っている。継続的な支援が必要な方には、私たちが法的支援（在留資格等の行政事件への対応、離婚や債務整理といった民事事件への対応）をし、社協やNGOが生活支援（各種の行政手続・制度利用の援助、家計支援等）をするという包括的な支援を実現するというスキームだ。現在までに、毎月1回程度、累計で40回以上フードパントリーを実施し、1000人を超える外国籍の方へ、支援を行ってきた。その他にも、都営・区営住宅申請サポート、就職や在留資格に関するセミナー等の各種イベントや、月数回の相談窓口を実施し、外国籍の方の困りごとの聴取やその後のサポートを行ってきた。様々な助成金を利用することで、私たちにとても持続可能な取り組みとなっている。

先ほどのTさんは、フードパントリーに参加した結果、在留資格の手続が切迫していること、国民健康保険税の滞納を解消しなければ、自身や子の在留資格が危うくなりうることを知った。

そして、私の子の在留資格取得の手続や、本人の在留期間更新の手続を行うと共に、社協職員やコーディネーターの援助のもと、国民健康保険税の分納の交渉を行い、何とか生活に関するめどをつけることができた。そして、こうした状況を弁護士とコーディネーターとで区に説明して交渉した結果、Tさんは、子どもと一緒に母子生活支援施設に入所することができた。

現在も、Tさんは、子どもをベビーカーに乗せて、フードパントリーに参加してくれている。母子での生活は決して楽ではないものの、当初相談にきたときよりも表情は明るい。

3 何もないところから地域に 外国人包摂支援体制をつくるまで

としまるの活動を開始するときには、基盤となるような活動、拠点、資金もなかった。そのため、当初は手探りの状態で、何もないところからスタートしたように見えた。

しかし、実際には、東パブのこれまでの活動が、としまるの体制を作る土台になっていたことに気づかされた。

フードパントリーを始めるに際して、その情報を誰に届けるかという問題がある。地域で法的ないし生活上の課題を抱えている外国籍の方につながるには、そうした方を捕捉するための情報が必要だ。そのため、社協が都の委託を受けて行う福祉貸付事業の貸付先に対して、社協からフードパントリーの案内を行うことになった。このことは、これまで東パブが社協と連携して行ってきた活動への信頼があることから、可能となった対応だと思われる。

そして、外国籍の支援コーディネーターを探すときにも、東パブの地域でのネットワークが活きるようになった。としまるでは、生活支援を行っていたり、外国籍の子どもを支援していたりするNPO等の伝手を

辿り、また、東パブに志願してきたインターン生に協力を依頼するなどして、外国籍の方に直接つながることのできるコーディネーターを配置することができた。こうしたコーディネーターは外国籍の方の文化や言語の面での壁を越え、私たちだけでは構築できない関係を相談者と築いていった。

さらに、としまるの活動を行っていく中では、生活支援の分野を担う支援者と、法的支援の分野を担う弁護士が有機的に連携し、協働していくことが不可欠となる。このことによって、活動は充実し、継続的なものになっていくからだ。この点で、としまるを担うことになった当初の弁護士は、いずれも法テラスやひまわり基金法律事務所に赴任した弁護士だったことが重要だったように感じている。当事務所で養成を受けるなどし、各地で地域の支援者と連携しながら関係を構築し、役割分担の中で協働して事件を解決していく経験が豊富な弁護士がとしまるの活動を担っている。

こうしたことを考えると、私たちは、何もないところから包摂支援体制を作り上げた訳ではなかった。むしろ、東パブのこれまでの活動が結実した1つの形がとしまるなのだ実感している。

4 地域は広がっていく

現在、としまるの活動を契機として、地域の外国人の抱える課題が顕在化し、豊島区も外国人相談窓口を拡充するといった動きがとられるようになった。今後、区とも連携をとっていくことを検討している。また、私たちが包摂支援体制をつくろうとしている範囲は、豊島区にとどまらない。練馬区でも、社協との連携のもと、同様にフードパントリーを開始している。

こうして支援対象地域は広がっていき、1人でも多くの外国籍の方がこぼれ落ちないような体制が作られていくことを願っている。私自身も、その活動を担う1人であり続けたい。

公設事務所運営特別委員会からのお知らせ

この度、「弁護士法人北千住パブリック法律事務所」が設立20周年を迎えたことを記念し、以下のとおり、シンポジウムを開催することとなりました。多くの方のご参加を心よりお待ちしております。

「弁護士法人北千住パブリック法律事務所20周年記念シンポジウム」

日 時：2024年11月29日（金）午後2時30分～午後5時00分

参加形式：ハイブリッド方式（弁護士会館2階講堂クレオBCおよびZoomによるウェビナー配信*）

* https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_cL0egGgCTHerjjJIO9LDkg

*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204（公設委員会担当）

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第28回 太平洋戦争・臨戦態勢・敗戦〈その2〉

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣 (48期)

昭和12年から始まった日中戦争が長期化し、太平洋戦争が始まる中で、当会も戦時体制に加速していく。

1 役員選挙制の廃止

当会は、昭和16年2月5日の臨時総会で、新体制のために、①機構改革と②役員選挙の廃止を審議した。

①機構改革では、8理事をもって構成し、会務を5部に分け、常務委員約35人を各部に配属して会務の執行を行うこととし、各種委員会は廃止、総会の権限を大幅に常議員会に移譲しようとするものであった。

また、②役員選任方法を、投票による選挙ではなく、元会長・前会長と、現理事者、常議員会が選任した同数の常議員をもって構成する銓衡委員会の銓衡によって、役員及び常議員を会長が選任することが提案された。

この原案に対しては、批判的な意見が続出し、2月5日の総会では決まらず、2月13日、再度臨時総会が開催された。会長から修正案が出されたものの、再び、議論は紛糾したが、結局のところ、役員は銓衡委員会の銓衡により会長が選任するものとし、銓衡委員会は、「現理事」と「常議員会が選任する30人」をもって構成することで決まった。

なお、昭和17年度から、銓衡によって役員が選任されるようになったが、その後、強力な翼賛体制的な会務運営に対する批判が強まり、昭和20年度からは、再び役員公選制に戻っている。

2 大日本弁護士報国会の結成

司法戦時体制確立のための大日本弁護士会を設立するという案は、難航し続けた。

しかし、昭和19年1月22日の臨時総会において、「司法戦時体制確立委員会の経過報告の件」が報告され、名称については、翼賛的な意味を取り入れた方がよいということから、「報国会」と改め可決された。

昭和19年2月17日、総動員体制の一環を目指して

全国の弁護士を単一会に結集組織した大日本弁護士報国会の結成式が挙行された。なお、不参加を表明した第一東京弁護士会は除外された。

その一方で、明治29年以来続いた日本弁護士協会は、昭和19年4月26日をもって解散した。

3 戦時非常措置例と勤労報国隊

昭和18年2月28日、全国司法官会同が開かれ、東條首相は、「勝利ナクシテハ司法権ノ独立モアリ得ナイ」と訓示した（細野広島控訴院長は、帝国憲法を盾にこれに異を唱えた）。

ところで、当会は、同年4月18日の常議員会、5月31日の臨時総会で、総会及び常議員会の運営について、非常事態措置を中心とする戦時非常措置例を満場一致で可決した。

昭和18年10月には学徒出陣壮行会が行われ、都市疎開の開始もあり、訴訟事件が激減し、廃業に至る者も出てきた。

また、当会は、東弁勤労報国隊を組織し、汐留駅滞貨整理等の作業を行った。

4 空襲・職域義勇隊・敗戦

理事者日誌によれば、昭和19年11月29日、12月13日、昭和20年3月10日、4月14日、4月16日と、空襲等の記載がある。3月10日は、いわゆる東京大空襲である。

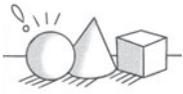
昭和20年5月19日、常議員会で職域国民義勇隊組織に関する件を可決し、組織編成が行われたが、東京都は、これを認可しなかった。

8月6日広島に原爆投下、同月8日ソ連参戦、同月9日長崎に原爆投下と続き、敗戦。

8月15日の理事者日誌には、定例常議員会開催、平和克復ニ関スル大詔渙発ニ付報告並ニ協議

との記載があるのみである。

役立つ！ 会務活動



vol.21

インターネット関連の法律・技術を学ぶ

会員 柏原 陽平 (70期)

1 活動の概要

私の所属するインターネット法律研究部では、毎月1回インターネットに関するテーマで各部員の研究報告が行われている。報告の内容は、インターネットに関連するものであれば制限はなく、様々な観点から研究・報告が行われる。インターネットは現代社会の基盤ともいえるものであるため、その研究報告テーマは多岐にわたる。また、直接法律にかかわるものでなくとも研究の対象としてよく、例えば昨年は自動車の自動運転技術について研究発表された。

2 当部に参加する意義

インターネット技術が浸透している現代社会においては企業法務に従事する弁護士のみならず、一般民事をメイン業務とする弁護士もインターネットが関連する案件に対応する必要がある。その一方、インターネット分野の技術は急速に日々発展しており、最新の技術を理解していなければ対応が難しい案件も見受けられる。また、個人情報保護法、プロバイダ責任制限法などといったインターネットに関連する法律は近年改正が頻繁に行われている。

そのため、各部員の研究報告を通して、最新のインターネットに関する問題について法律家から見た注目

すべき点、今後実務上重要となるであろう点について様々なバックグラウンドを持った部員間で協議することができるのは貴重な経験となる。

また、希望者は自己の研究内容を発表する機会を設けることができ、特に若手部員にとっては貴重な自己研鑽の機会となる。

さらに、当部では、消費者問題特別委員会と共同開催で、毎年、成城大学の町村泰貴教授に重要サイバー判例について講義いただいている。こちらの講義を受講することで、最新の裁判例で問題になった論点を総ざらいすることができ、実務において大変有用である。なお、当部は随時、新たな部員を募集している。当会会員で入部を希望される方は、当会業務課（電話番号：03-3581-3332）へお問い合わせいただきたい。



こちらから読んでね

いっぱい



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

34期(1980/昭和55年)

修習生の自主活動が活発であった34期

会員 海部 幸造 (34期)

私は34期（研修所1982年卒）です。

当時修習期間は2年間。湯島の研修所に入所して4ヶ月の前期修習で実務の基礎の基礎を学び、その後全国に散って1年4ヶ月の実務修習を経た後、研修所に戻って、後期修習、という時代でした。

34期の特徴としては、なぜかその後政治家になる人が多い期でした。財務大臣や自民党の総裁を務めた谷垣禎一さん（同じクラスでした）、公明党の代表である山口那津男さん（9月24日執筆時現在）、民主党政権で法務大臣を務めた千葉景子さん（同じ横浜修習でした）を始め、何人もの方が国会議員となって、政治の場で活躍をしました。また、最高裁判事も34期からは3人が就任しています。元気の良い活発な期であったと思います。

研修所では、当時は、民裁修習で「要件事実教育」が大きなテーマとされ強調されていた時期でした。「要件事実」といった言葉がまだあまり一般的ではなく（と思います）、不勉強な私は「要件事実」という言葉すら研修所に入って初めて聞いた、といった状況でした。要件事実についての解説本も、まだ民法の最初の方の条文についてしか出されていない時代でした。今から思うと隔世の感があります。

修習生として初めての白表紙起案などで大変でしたが、でも、修習期間が1年しかない現在とは違ってゆとりがありました。自分たちでそれぞれに、要件事実やこれまで全くやっていない保全等の勉強をしたりする小さな勉強会があちこちで思い

いに作られました。

現在はどのような状況かは知りませんが、当時は各クラス約50人で10クラス。各クラスで事務局に資料を取りに行ったりするクラスの世話役（クラス委員）を選出して、そのクラス委員によるクラス連絡委員会（略称「クラ連」）を作って修習生による自主活動が盛んでした。カリキュラムにも、講堂に全修習生を集めて、前最高裁判事といった方々の講演がありましたが、クラ連主催で、研修所当局の了解の下に講堂を使わせてもらって、映画「砂の器」（原作：松本清張、監督：野村芳太郎、脚本：橋本忍・山田洋次）の上映会を開催したりもしました。私もクラス委員をしていたので、担当の一人として、上映にご助力をお願いに橋本忍氏の事務所に伺い、上映会当日は冒頭にご挨拶までしていただきました。上映会は大盛況で、修習生からも高い評価をもらいました（あれは名作だと思います）。また、各クラスから代表の論者を出して修習についての修習生討論会なども開催しました。

もう一つ、当時松戸に修習生の寮があり、この寮で「寮祭」を行いました。クラス対抗で思い思いの催し物（寸劇、合唱、空手の演武等々）が行われ、各クラスでそれに向けての準備も進められ、当日は教官も多数来られて大いに盛り上がりました。

こうした中でクラス毎の交流や、クラスを超えてのつながりが作られた、今思い返してもずいぶん活発な期であったと思います。

76 76期リレーエッセイ



会員 梅村 征司

出会いと学びと今後への期待

1 自己紹介

はじめまして。私は、宮城県出身で、社会人13年目、法曹1年目の35歳です。大学卒業以来、日系の金融機関にて人事制度の構築や営業企画に携わっています。趣味はゴルフでしたが、7月に第二子が生まれ二児の父となり、休日は2歳の息子と水族館や動物園に通っています。

2 司法試験まで

法学部だったこともあり、当時から同僚の仲間達とゼミを組んで学び、司法試験受験を考えていましたが、結局は法科大学院へは進学せず、就職しました。幼い頃に食品メーカー勤務の父とスーパーに行った際に置き場所によって売れ行きが変わるなどと話していたこと、学生時代にフリーペーパー創刊や文化祭で商品企画をしていた経験から「モノが売れる仕組み」に興味がありビジネスに携わる道を選びました。

就職をして、上司や同僚に恵まれ、人に依頼する仕事は最優先にする、経済動向を理解する、課題を科学する、構造を理解し効率を考えるなど社会人の基礎となる多くのことを学びました。

仕事にも余裕が出てきた頃、新型コロナウイルスが流行し、それまで忙しかった日々が急激に減りました。時間を有効に使いたいと思い、司法試験受験を決めました。夜間のロースクールに通い、そこでも素晴らしい仲間に出会い、オンラインでしたが、夜な夜な自主ゼミを開催する等して楽しく法律を学びました。中央省庁・コンサル・メーカー出身、子育てしながら等多様なバックグラウンドを持つ人生の先輩方から勉強以外にも学びの多い充実した日々でした。

3 司法修習

司法修習は、家族もいるため東京修習でしたが、ここでも指導教官、班やクラスのメンバーに恵まれ、忙しいながらも楽しい日々を過ごしました。修習生同士での旅行や飲み会に楽しそうに行く姿を見た妻からは、若者に交ぜてもらって無理しないようにとも苦言を呈されましたが、良く遊びました。仕事を中断してきており、会社に復帰するつもりだったため、法曹の仕事を経験できる貴重な機会だと思い、一生懸命学びました。1つの物事を正反対の立場から考えることで新たな発見があること、最後に揉める場面を想定して備えること、瞬発力を磨くこと、規制は変わるものでありダイナミックに考えること、司法試験合格は運転免許のようなものだからその後が重要であることなど、多くの学びが糧になりました。

4 今後について

現在は会社に戻って働いています。しかし、いわゆるインハウス業務ではなく、以前と同様総合職としての仕事をしています。私が弁護士になったのは、ビジネス領域で新しいチャレンジをするため、規制等により挑戦を諦めるのではなく、どうやったらできるのかを考えることができるビジネスパーソンになりたいと思ったからです。まだスタートラインに立ったばかりですが、東京弁護士会に入ったことで労働法制特別委員会やクラス別研修等に参加させていただき、新しい出会いがたくさんあります。ジェネラリストとスペシャリストの両立の難しさを痛感している日々ですが、出会いを大切に、学び続け、より良い社会人・ビジネスパーソン・弁護士になれるように奮励努力していきたいと思っています。皆様何卒宜しくお願いいたします。

『PLAN 75』

2022年／日本／早川千絵監督作品

しあわせな老後ってなんだろう？

会員 中村 千之 (48期)



『PLAN 75』
Blu-ray & DVD 発売中
Blu-ray : 5,500 円 (税込)
DVD : 4,400 円 (税込)
発売元 : 株式会社ハビネット
ファントム・スタジオ
販売元 : 株式会社ハビネット・
メディアマーケティング
© 2022 『PLAN 75』 製作委
員会 / Urban Factory / Fusee

75歳になると、自らの死を選択できる制度がある近未来の日本を舞台とした映画である。まるで近未来の姥捨て山のように、しあわせな老後ってなんだろう？と考えさせられた。主人公は、ホテルの客室清掃員として働く一人暮らしの78歳女性であり、解雇、友人の孤独死などを経てこの制度の申請を考える。人口爆発、環境破壊、食糧危機を題材としたSF映画を子どもの頃見たが、この映画は題名である特殊な制度を国会が可決したほかは今より高齢化が進んだ日本が舞台であり、現代と特に変わった様子はない。制度通称を「75歳選択制度」などと呼ぶ代わりに「プラン75」というキャッチーな軽い呼称にしているところに為政者のずる賢さを感じさせ、よりリアル感を高めている。

プラン75の申込み受付を担当する市役所職員は、爽やかな若い男性である。市役所に制度の話聞きに来た人には、にこやかに「支給される支度金は何に使ってもいいんです」と何の疑いもなく制度の素晴らしさを説明する。プラン75に申し込みを行うと、「その日」がくるまでの間、相談相手として電話オペレーターが割り振られる。主人公担当の電話オペレーターは落ち着いた話しぶりの若い女性である。電話オペレーターは、「プラン75は、いつでも取りやめることができます」と説明し、主人公がつい長話になると、「電話は一回15分までです」と言って切り上げてしまう。電話オペレーターがキャンセルの自由を説明しながらも、「当日は家の鍵を閉めな

いでセンターに来てください」と説明する場面では、その意味するところを想像して、ちょっと怖い感じもした。もし申請者から、「なぜ鍵をかけてはダメなのか？」と質問された場合のための回答用マニュアルが事前に用意されていると思われるが、どのように回答するのかそのセリフを想像しながらこの場面を見ていた。

ある日、市役所職員はプラン75の申請にきた親戚のおじさんと遭遇し、そこではじめてプラン75に疑問を感じ始める。「君、疑問感じるの遅くない？いままで他人ごとすぎだろ」と心の中で突っ込みを入れながら映画を見ていたが、様々な感情が自分の心を揺さぶってくる。おじさんは、職員が子どものころと一緒に遊んだり、家族ぐるみで行き来していた仲の良いおじさんだったのかもしれない。それまではこの職員があまりに爽やかに安楽死を勧めていて違和感があったが、いざ身内の問題になると自分ごととして真剣に悩んでしまうところに少し安心した。人と人とのつながりが、人間らしさの大切な要素なのかもしれないと感じるシーンであった。安楽死や尊厳死の制度を採用している国で厳格な要件のもと行われる適法行為を否定しようとは思わないし、人によって考え方は異なると思うが、未来においても、プラン75が導入されることのない、何人も生きることを尊重される社会であってほしいと思う。結末は映画を見ていただくほかないが、見終わった後は、周囲の人を大切に楽しく生きようと思った。



私のマラソン挑戦歴

会員 栗山 貴行 (57期)

本稿を執筆しているのは、遠く花の都で開催された4年に1度のスポーツの祭典が終わった直後であり、本稿が掲載されるのは11月号、スポーツの秋の頃である。そこで、本稿ではスポーツをテーマとして、今、一番力を入れているマラソンについて記すこととしたい。

きっかけ

初マラソンは軽い気持ちからだだった。お祭りのように盛り上がっている東京マラソンに申込みをして、当たってしまったら練習をして走ろう、そう思ったのがきっかけだった。3回目の申込みで初めて当選し、2015年2月、初マラソンを迎えた。

初マラソンの前半は快調だったが、25km過ぎ、俗にいう「35kmの壁」の遥か手前で急にパタッと脚が止まった。何とか完走したが、タイムは5時間11分30秒であった。初マラソン完走という一定の満足を得て、私のマラソン挑戦はここで終わるはずだった。

マラソンの継続

しかし、東京マラソンの雰囲気とゴール後の達成感が病みつきになり、その後も申込みを続けた。次に当選したのは2019年大会。この年は非常に忙しくて満足に練習ができなかった上、当日は雨で寒い日だったことも影響して今度はハーフ地点で早くも足が止まり、タイムは5時間57分と、あやうく6時間を超えてしまうところだった。

リベンジすべく次に出走したのは2023年の東京マラソン。過去2回よりは練習を積んでいたが、35km過ぎで少し歩いてしまい、終わってみればタイムは4時間31分55秒だった。

サブ4への挑戦・達成

この大会後からマラソンへの意識が変わり、どうせ走るなら真剣に4時間切り（サブ4）を狙ってみようと思った。ランニングの量を増やし、毎月150kmから200kmを走って練習を積んで臨んだ2023年10月の金沢マラソンでは、3時間58分4秒で完走し、目標のサブ4を達成した。何より、初めて途中で歩かずに走り続けてゴールできたこと

に、己の成長を実感した。

その後は、このシーズン最大の目標としていた2024年2月の大阪マラソンに出走したが、1週間前に軽く体調を崩して無理ができず、雨にも見舞われて4時間17分29秒に終わった。次走はその2週間後の静岡マラソン。当初は地元で楽しく走る予定だったこの大会をタイム狙いに切り替えて臨み、3時間56分54秒でゴールして自己ベストを更新。2回目のサブ4を達成した。



函館マラソン37km付近にて。観光名所の前を駆け抜けるのもマラソンの魅力です。

なぜ苦しい思いをして走るのか

マラソンをしていると「なぜ、そんなに苦しい思いをして走るのか」と聞かれることがある。筆者がマラソンにハマり、走り続けている理由を以下にまとめてみる。

- 42.195kmという長い距離を走ってゴールを迎えた時の格別の達成感
- 沿道の声援を受けて、自分が主役になっている気分に浸れる
- タイムを更新したとき、何歳になっても成長できることを感じられる
- 運営ボランティアの方々のサポートを受けて走ることで、人間の温かみを感じられる
- 大会に出るためにいろいろな都市に旅行ができる
- 体重減少、維持に役立つ

マラソンを走っていると苦しい時間帯が必ず訪れるが、ゴールした時に得られる達成感はその以上である。苦しいと言っても数時間程度のこと、人生のうちの一瞬である。走ったことが無い方も、フルマラソンはハードルが高いかもしれないが、ハーフマラソンや10kmの大会でも十分楽しさと達成感を得られるので、ぜひ、一度挑戦してみたいかがでしょうか？

当会会員逮捕に関する会長談話

昨日、当会所属の齊藤宏と弁護士が架空の投資名目で多額の金銭を詐取したとして、詐欺の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

被疑事実の真偽については今後の捜査の進捗を待つこととなりますが、報道された内容が事実であるとすれば、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、重大な事態であると極めて厳粛に受け止めております。

当会としては、事実を確認の上、厳正に対処するとともに、今後も弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。

2024(令和6)年9月20日
東京弁護士会会長 上田 智司

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな改正を求める声明

本日、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判における判決期日があり、袴田巖さんに無罪が言い渡された。袴田さんが逮捕されてから既に58年以上、再審開始決定がなされてから既に10年以上の歳月が経過しているが、袴田さんはやっと無実の罪を晴らした。

当連合会及び管内13弁護士会は、検察官に対し、本日の無罪判決を尊重し、上訴権を放棄して直ちに無罪判決を確定させることを強く求める。

袴田事件では、1966年(昭和41年)8月に袴田さんが逮捕され(当時30歳)、その後、捜査機関により自白を強要されて起訴された。袴田さんは、起訴後一貫して無実を訴え続けていたが、1980年(昭和55年)12月に死刑が確定した。これに対して1981年(昭和56年)4月に第1次再審請求が申し立てられたが、ほとんど全くと言ってよい程に検察側から証拠開示を受けられないまま、2008年(平成20年)3月、最高裁判所は、再審請求を認めなかった。

その後、同年4月に第2次再審請求が申し立てられたところ、弁護団による積極的な証拠開示の取組みと裁判所による証拠開示の勧告により、実に約600点余りに及ぶ証拠が開示され、2014年(平成26年)3月27日に再審開始決定がなされた。しかし、これに対して検察官が不服申立てをしたことにより、約9年後の2023年(令和5年)10月27日になるまで再審公判は開始されなかった。

再審公判は本年5月22日に結審し、判決言渡期日が本日と指定告知され、無罪が言い渡された。現在、袴田さんは、88歳である。

袴田さんに無罪が言い渡されるまでにこのような長期間を要したのは、現行の再審手続に関する法律(刑事訴訟法第四編「再審」)(以下「再審法」という。)に問題があるからと言わざるを得ない。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもとでは、えん罪被害はあってはならないものである。

えん罪被害者を守る最後の砦が再審法において規定されている再審手続である。

しかし、現行の再審法の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、袴田事件のみならず過去の多くのえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力と

なっているが、現行の再審法においては、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて明文の規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障がない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定といういわば再審公判の入口における判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

当連合会では、昨年9月29日の令和5年度定期弁護士大会において「えん罪被害者の迅速な救済と尊厳の回復を可能とするため、刑事再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しているが、管内13の弁護士会とともに、えん罪被害者の迅速な救済と尊厳の回復を可能とするため、あらためて、国に対して、下記の事項を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう強く求める。

記

- 1 再審請求手続における手続規定の整備
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

2024年(令和6年)9月26日

関東弁護士会連合会理事長 菅沼 友子
東京弁護士会会長 上田 智司
第一東京弁護士会会長 市川 正司
第二東京弁護士会会長 日下部真治
神奈川県弁護士会会長 岩田 武司
埼玉弁護士会会長 大塚 信雄
千葉県弁護士会会長 島田 直樹
茨城県弁護士会会長 篠崎 和則
栃木県弁護士会会長 石井 信行
群馬弁護士会会長 関 夕三郎
静岡県弁護士会会長 梅田 欣一
山梨県弁護士会会長 三枝 重人
長野県弁護士会会長 山崎 勝巳
新潟県弁護士会会長 中村 崇

「袴田事件」再審無罪判決確定に関する会長声明

2024年9月26日、静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、いわゆる「袴田事件」の再審公判において、袴田巖氏に対して無罪判決を言い渡した（以下、「本無罪判決」という）。同年10月9日、検察官は上訴権を放棄し、本無罪判決が確定した。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巖氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後にみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審（静岡地裁）は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求において、再審請求審の静岡地裁は2014年3月27日に再審開始を決定するとともに、袴田巖氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した。検察官の即時抗告により、東京高裁は再審開始決定を取り消したが、最高裁は東京高裁決定を破棄差戻し、差戻後の即時抗告審で、東京高裁は2023年3月13日に再審開始を認めて検察官の即時抗告を棄却し、検察官が特別抗告を断念して、再審開始決定が確定した。静岡地裁の再審開始決定から再審開始決定の確定までに実に9年の歳月を要したのである。

2023年10月から始まった再審公判では、検察官は再び有罪立証を行い、袴田巖氏に対して死刑を求刑したが、上記のとおり静岡地裁は本無罪判決を言い渡したのである。本無罪判決は、①非人道的な取調べによって獲得された自白調書、②最も中心的な証拠であった「5点の衣類」、③袴田巖氏の実家から発見されたとされる「5点の衣類」のスボンの共布について、いずれも「捜査機関によってねつ造された」と認定した画期的なものである。

今般、検察官が上訴権を放棄して本無罪判決が確定したが、本件のこれまでの経緯、本無罪判決の内容からすれば当然のことである。当会は、本無罪判決の確定を心から喜び、長期にわたってえん罪と闘い抜いてこられた袴田巖氏、同氏を支えてこられた袴田ひで子氏並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、あらためて深甚なる敬意を表するものである。

畝本直美検事総長は、本無罪判決に対する上訴権放棄に際して談話を発表し、控訴断念の理由としては、袴田巖氏が「長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し」たためとし、袴田巖氏に対して「結果として相当

な長期間、法的地位が不安定な状況に置かれた点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思う」等としたが、本無罪判決に対して「ねつ造と断じたことには強い不満」、「判決には到底承服できず控訴すべき内容」などと表明しており、到底認できる内容ではない。

そもそも「5点の衣類」の捜査機関によるねつ造については、再審開始を決定した上記静岡地裁決定、再審開始を認めて検察官の即時抗告を棄却した上記東京高裁決定も指摘していたことである。検察官は、本件がえん罪であることを未だに認めようとしておらず、袴田巖氏に対する真摯な謝罪も、本件についての真摯な反省も全くなされていらない。上記検事総長談話は極めて不当なものというほかはなく、当会はこれを厳しく非難するものである。

袴田巖氏は現在88歳という高齢であり、本無罪判決までに事件発生から58年、判決確定から44年、最初の再審開始決定から10年もの歳月を要している。えん罪救済にこれほどの歳月を要するという事は、我が国の再審制度が機能していないことを如実に示しており、刑事訴訟法第4編（再審）の改正は急務である。とりわけ、再審請求事件における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止は早急に実現される必要がある。

また、袴田巖氏は、死刑判決の確定から拘置の停止まで34年にわたって死刑執行の恐怖に苛まれ、現在も拘禁症状に苦しんでいる。死刑が執行されなかったからといって、袴田巖氏のこの苦しみが無かったことになるわけではない。万が一にも無実の人に対して死刑を執行することは司法による殺人というほかはなく、これ以上の不正義はない。当会が2020年に採択した『死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議』でも指摘しているとおり、これまでも我が国では、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という4件の死刑再審無罪事件があったが、5件目の死刑再審無罪事件となる本無罪判決が確定したということは、我が国の死刑制度に対して、あらためて重大な問題点を提起するものである。

当会は、袴田事件の過ちを繰り返さないために、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現、そして死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止を目指して、全力を尽くす決意である。

2024(令和6)年10月11日
東京弁護士会会長 上田 智司